

地域診療情報連携推進費補助金について (電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業) 【概要】

1 事業の目的

地域診療情報連携推進費補助金(電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業)は、HPKI^(注)認証局である公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)、公益社団法人日本薬剤師会(以下「日本薬剤師会」という。)及び一般財団法人医療情報システム開発センター(以下「MEDIS」という。)が電子処方箋に必要な電子署名を行うためのHPKIについて普及事業を実施することにより、電子処方箋導入促進に資すること。

(注)「Healthcare Public Key Infrastructure」の略称。保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカード等を指す。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、日本医師会、日本薬剤師会及びMEDIS

3 事業内容

HPKI認証局である日本医師会、日本薬剤師会及びMEDISが医師、歯科医師、又は薬剤師^(注1)の資格を有する者に交付^(注2)し、そのHPKIカード^(注3)の発行費用の一部を補助すること。
補助対象は、**令和5年6月30日までに**医師等の資格を有する者がHPKI認証局にHPKIカードの発行を申請し**HPKI認証局において受理されたものまで**とする。

(注1)オンライン資格確認の導入に向けて顔認証付きカードリーダーの申込みが完了した施設に所属する医師等。

(注2) HPKIの交付とは、電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書を交付することとする。
大量申請等により、いずれか一方が先行して交付される可能性がある。

(注3)この概要におけるHPKIカードとは、電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書の双方を指す。

(医師等がHPKI認証局に支払うHPKIカード発行費用一部補助の仕組み)

HPKI認証局の定める発行申請手続きに基づき、HPKI認証局にHPKIカードの発行を申請し、下表の『補助適用前発行費用』から『補助額』を差し引いた『補助適用後発行費用』をHPKI認証局に支払う^(注)ことにより、HPKIカード発行費用の補助とする。

(注)HPKI認証局は、医師等の申請者に対して下表の補助適用後発行費用を請求する。

<各認証局発行費用>

- 令和4年10月28日(「物価克服・経済再生実現のための総合経済対策」閣議決定)から令和5年3月31日までにHPKI認証局において受理された場合の発行費用(HPKIカードの交付は令和4年12月2日(事業開始日)以降に交付されたものに限る)

認証局	区分	補助適用前発行費用 (税込)	補助額 (税込)	補助適用後発行費用 (税込)
日本医師会	—	5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム開発センター	—	26,950円	5,500円	21,450円

- 令和5年4月1日から令和5年6月30日までにHPKI認証局において受理された場合の発行費用

認証局	区分	補助適用前発行費用 (税込)	補助額 (税込)	補助適用後発行費用 (税込)
日本医師会	—	5,500円	1,375円	4,125円
日本薬剤師会	会員	19,800円	2,750円	17,050円
	非会員	26,400円	2,750円	23,650円
一般財団法人 医療情報システム開発センター	—	26,950円	2,750円	24,200円

<HPKI認証局>

(日本医師会電子認証センター)

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

(日本薬剤師会認証局)

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html>

(一般財団法人医療情報システム開発センター)

https://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html